

岸和田市 WidePPP インフラ関連包括業務委託

実施方針（案）

令和 8 年 10 月

岸和田市

目 次

1	特定事業の選定に関する事項	1
1.1	事業に関する事項	1
2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
2.1	募集及び選定方法	7
2.2	募集及び選定スケジュール（予定）	7
2.3	応募者の参加資格要件等	7
2.4	審査及び選定手続	9
2.5	優先交渉権者選定後の手続	10
3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	11
3.1	リスク分担の基本的な考え方	11
3.2	事業の実施状況のモニタリング	11
3.3	保険	11
3.4	特別目的会社の権利義務等に関する制限及び手続	11
4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	12
4.1	下水道事業包括委託対象施設の概要	12
5	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	13
5.1	係争事由に係る基本的な考え方	13
5.2	管轄裁判所の指定	13
6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	14
6.1	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	14
6.2	事業の継続が困難となった場合の措置	14
6.3	金融機関等と発注者との協議	14
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	15
7.1	法制上及び税制上の措置に関する事項	15
7.2	財政上及び金融上の支援に関する事項	15
7.3	その他の措置及び支援に関する事項	15
8	その他事業の実施に関し必要な事項	16
8.1	実施に関して使用する言語及び通貨	16
8.2	債務負担行為	16
8.3	提案書類提出に伴う費用負担	16
8.4	実施方針に関する現地見学会	16
8.5	開示資料の貸与	16
8.6	実施方針に関する意見又は質問の受付	17
8.7	連絡先及び情報提供	18

別紙1 特別目的会社の運営スキーム（参考）	19
別紙2 リスク分担表	20
別紙3 下水道事業に係る対象施設の概要	22

1 特定事業の選定に関する事項

1.1 事業に関する事項

1.1.1 事業の名称

岸和田市 WidePPP インフラ関連包括業務委託

1.1.2 公共施設等の管理者の名称

岸和田市長 佐野 英利

1.1.3 事業の背景・目的

岸和田市（以下「発注者」という。）における下水道事業は、表 1-1 に示す公共下水道、農業集落排水からなっており、人口減少等に伴う収益の減少、施設の老朽化等による更新費用の増大、担い手となる職員の減少等、事業の継続に多くの課題に直面している。

また、下水道事業以外について、雨水関連事業として河川・水路事業における準用河川、法定外公共物（普通河川、水路、水路敷）、調整池も維持管理をおこなっている。さらに、礫ノ上下水処理場と隣接するし尿処理施設の維持管理もおこなっている。

表 1-1 対象処理区（公共下水道、農業集落排水）

事業区分		処理区
公共下水道	単独公共下水道	礫ノ上処理区
	流域関連公共下水道	北部処理区
		中部処理区
	特定環境保全公共下水道	牛滝処理区
事業区分		地区名
農業集落排水		塔原・相川地区

各種課題への対応と解決のための一つの方策として、官民連携手法の導入の有効性を検討するとともに、執行体制の持続可能性の検討、適切な官民連携事業の設定及び導入に向けての検討を行ってきた。発注者は、これまでの検討結果を踏まえ、処理場施設及び管路施設について維持管理と改築を一体的に民間事業者任せの官民連携レベル 3.5 管理・更新一体マネジメント方式の導入検討を進めている。

本事業は、発注者の持続的な下水道事業の実施に資することを目的に、民間事業者の技術・経営ノウハウや創意工夫を活かした処理場施設及び管路施設の管理・更新一体マネジメントにより、市民サービスの向上、公共用水域の水質保全、脱炭素、経費削減、更新費用の抑制等、将来にわたって持続可能な下水道経営の確立を目指すものである。

本事業の事業方式は、性能発注・複数年契約による更新実施型（管路施設）及び更新支援型（処理場等）の管理・更新一体マネジメント方式であるが、処理場等について、段階的に更新実施型とすることを検討している。また、地域インフラ群再生戦略マネジメントの観点から、段階的な広域連携・多分野連携を WidePPP と名付け、目指している。さらに、本事業終了後の事業運営のあり方については、10 年後を目途にコンセッション方式の導入を視野に入れながら、検討を進める予定である。

なお、本事業の実施に当たっては、民間事業者の持つ技術力やノウハウを最大限活用して効率的・効果的に実施することによる財政負担の抑制を目的として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11 年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施する。

本事業へ応募、選定または契約相手方となる民間事業者の定義を下記のとおりとする。

- ①本事業に応募した民間事業者を「応募者」という。
- ②応募者のうち発注者より選定された応募者を「優先交渉権者」という。
- ③発注者と本事業の基本協定を締結した優先交渉権者を「構成企業」という。
- ④発注者と構成企業が 1.1.6 に基づき設立した株式会社を「特別目的会社」という。

1.1.4 事業の概要

a) 対象事業

本事業の対象は、発注者が所管する下水道事業に係る施設の運転・維持管理、更新計画策定、改築・更新、耐震化、任意事業等である。

- 1) 公共下水道事業
- 2) 農業集落排水事業
- 3) 河川事業
- 4) 水路事業
- 5) 広域化・多分野連携事業（詳細決定次第情報開示予定）

b) 対象施設

本事業の対象となるのは、発注者が整備し管理する管路施設、下水処理施設、農業集落施設の全てである。各施設の詳細は要求水準書（案）に定める。

1) 下水道処理施設

磯ノ上下水処理場、牛滝浄化センター（令和 11 年 3 月廃止予定）、磯ノ上下水ポンプ場、天の川下水ポンプ場、大北下水ポンプ場、下野町下水ポンプ場、阪南下水ポンプ場

2) 農業集落排水施設

塔原相川地区集落排水処理施設（令和 18 年度に流入停止予定）

3) し尿処理施設

天の川浄苑

4) 管路施設

汚水管路、合流管路、雨水管路、マンホールポンプ、汚水樹・取付管、調整池、準用河川、法定外公共物（普通河川、水路、水路敷）、管理用地

c) 業務範囲

特別目的会社が行う業務範囲は、以下に示す業務とする。各業務の詳細、業務要求水準、提出書類等は要求水準書（案）に定める。

1) 義務事業

① 処理場施設等運転・維持管理業務

- ・運転操作監視業務
- ・保守点検業務
- ・修繕業務
- ・調達管理業務
- ・情報管理業務
- ・その他の業務

② 処理場施設等更新計画策定業務

- ・ストックマネジメント計画作成業務

③ 管路施設維持管理業務

- ・日常的維持管理業務
 - ・住民窓口
 - ・住民等通報後の現場確認及び対応
 - ・緊急浚渫
 - ・緊急修繕
 - ・他工事立会等
 - ・マンホールポンプ保守点検業務
- ・計画的維持管理業務

- ・管路点検調査業務
- ・管路定期清掃業務
- ・管路計画修繕業務
- ・修繕計画案作成業務
- ・下水道施設からの発生汚泥等の処理
- ・情報管理業務

④ 管路施設改築業務

- ・ストックマネジメント計画作成業務
- ・改築実施設計業務
- ・改築工事業務（更生工法または布設替え）
- ・改築工事監理業務
- ・マンホールポンプ施設更新業務

⑤ 管路施設耐震業務

- ・耐震診断業務
- ・耐震設計業務
- ・耐震工事業務
- ・耐震工事監理業務

2) 附帯事業

附帯事業とは、本事業の対象施設における課題や発注者の要望に対して、公共サービスの向上や地域貢献が見込まれる提案、事業化のための交付金制度の活用等を民間事業者の責任のもと提案し、発注者との協議の結果、発注者にとって有益であると認められる場合に本事業の対象業務として追加することができる事業及び下水道事業の役割や重要性について、理解促進や関心を深めることを目的とした広報活動事業をいう。

3) 任意事業

任意事業とは、事業に係る全ての費用を特別目的会社自らの負担で行う独立採算の事業であり、発注者との協議の結果、発注者にとって有益であると認められる場合に本事業の対象業務として追加することができる事業をいう。

d) 事業方式

本事業は、PFI法に基づくものであり、本事業の事業方式は、性能発注・複数年契約による更新実施型（管路施設）及び更新支援型（処理場等）の管理・更新一体マネジメント方式とする。

e) 事業期間

本事業の事業期間は、令和10年10月1日から令和20年9月30日までの10年間とする。ただし、事業契約の締結日の翌日から令和10年9月30日までを引継ぎ期間とし、発注者及び特別目的会社により業務引継ぎを実施する。

項目	予定
事業契約の締結	令和10年3月頃
引継ぎ期間	事業契約締結日の翌日から令和10年9月30日まで
事業期間	令和10年10月1日から令和20年9月30日まで(10年間)
事業契約終了	令和20年9月30日

f) モニタリングに関する事項

発注者は、特別目的会社の業務実施状況についてモニタリングを行うものとする。特別目的会社はセルフモニタリングを行い、その結果を発注者に報告する。

g) 許認可等の取得に関する事項

本事業実施に関し、発注者が行うべき許認可等の申請・届出は発注者が行うが、書類等の作成にあたって、特別目的会社は発注者を支援すること。特別目的会社が自ら行うべき申請・届出については、発注者は特別目的会社を支援する。

h) 下水道事業のセグメント設定及び雨汚水分析に関する事項

下水道事業における事業セグメントの設定及び雨水・その他公費負担分と汚水・使用料負担分の区分に関する整理・検討を行い、その内容を取りまとめ、報告する。

i) 法令等の遵守

特別目的会社は、本事業の実施に当たって、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）、その他の関係する法令、条例、規則、基準等を遵守しなければならない。詳細については、要求水準書（案）のとおりとする。

1.1.5 事業における基本運営方針

特別目的会社は、下水道事業等の一体的な管理・更新マネジメントを行うことにより、発注者の効率的な経営基盤の構築に資するものとし、発注者はそれによって下水道利用者や市民等に対して下水道サービスの持続的な安定供給を図るものとする。

- a) 市民生活を支える下水道等インフラとして、災害対応を含めた十分な安全対策や安定的な事業運営を行うこと。
- b) 放流水質等の要求水準を遵守し、公共用水域の水質保全を図ること。
- c) 予防保全、ストックマネジメントによる効率的な更新等により、施設機能の維持及びライフサイクルコストの縮減に努めること。
- d) インフラサービスを受ける市民に対し、安全・安定的なサービス提供を行っていくことを前提とし、地元事業者への配慮・育成など、地域に根差した事業運営を行うこと。

1.1.6 特別目的会社の設立概要

a) 設立に関する事項

1) 組織の設立

- ① 発注者と出資を行う構成企業は、令和 9 年 12 月頃の基本協定締結以降に会社法（平成 17 年法第 86 号）に定める株式会社として特別目的会社を設立する。
- ② 特別目的会社の運営に必要な人員については、構成企業が確保すること。その際、地域での新規採用等を通じて地元雇用の維持・拡大に努めること。

2) 組織の運営

- ① 発注者は株主としての特別目的会社への関与の方法等を定めるため、優先交渉権者と基本協定を締結し、その後基本協定に従い構成企業と株主間契約を締結する。
- ② 発注者は 1.1.4 事業の概要より、対象となる下水道事業について、下水道事業包括委託として特別目的会社と契約を締結する。
なお、特別目的会社の運営スキームについては、参考資料として「別紙 1 特別目的会社の運営スキーム（参考）」に示す。

b) 組織概要

1) 商号

会社の商号は、構成企業が立案し、発注者と協議の上、決定する。

2) 本店の所在地

大阪府岸和田市に置く。

3) 資本金

構成企業の提案による。

4) 出資構成

- ① 出資割合は、発注者が 1 株または出資金の 1%以下出資し、官民共同出資会社とすることを要件とし、発行株式数及び発行可能株式総数は構成企業の提案によるものとする。なお、発注者による出資は、発注者から特別目的会社への職員の派遣を可能とすることを目的としたものであり、出資により、発注者または派遣職員が、出資者としての責任を超えて、特別目的会社の責務その他の責任を負担するものではない。
- ② 発注者からの出資上限額は、10,000 千円とする。なお、出資金のうち、資本金への計上額については、構成企業の提案によるものとする。

5) 特別目的会社の設置機関

設置する機関については、構成企業の提案によるものとする。

6) 株式

- ① 特別目的会社は、すべての株式に譲渡制限を設けた非公開会社とする。
- ② 株式の譲渡承認は、株主総会又は取締役会の決議を必要とするが、発注者の承諾を得ること。

7) 業務領域

1.1.4 事業の概要より、公共下水道事業、農業集落排水事業、河川事業、水路事業、広域化・多分野連携事業の業務範囲となる。

8) 従業員

特別目的会社の従業員としては以下を想定する。運営に必要な人員については、「c 市の退職派遣者」の人数を勘案しつつ、「a 新規採用」又は「b 構成企業からの社員出向等」について、

特別目的会社が確保することとする。

- ① 新規採用（地元雇用等）
- ② 構成企業からの社員出向等
- ③ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）に基づく発注者の退職派遣者

9) 特別目的会社の資金調達

発注者は、特別目的会社が行う資金調達に対し、損失補償を行わない。

1.1.7 発注者から特別目的会社への職員の派遣

発注者は、一定期間、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）に基づく退職派遣制度により、業務の適切な引継ぎ及び発注者における災害等に対応するために必要な技術力を維持することなどを目的として、発注者と特別目的会社が別途取り交わす覚書（派遣職員の派遣期間、身分その他の労働条件の取扱い等について定めたものをいう。）に基づき、発注者の職員を特別目的会社に派遣する予定である。派遣する職員の職種、発注者から派遣することを想定する派遣人数、派遣期間等は、募集要項等に示し、又は「2.4.5 対話等の実施」に規定される、対話等を通じて決定する。

なお、派遣職員に係る給与その他の労働条件については、発注者の水準を基本とし、その費用については、特別目的会社の負担とする。

1.1.8 特定事業の選定方法等に関する事項

a) 選定方法

発注者は、PFI法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成30年10月23日閣議決定）及びVFM（Value For Money）に関するガイドライン（令和5年6月2日改正）等を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することにより発注者自らが実施したときに比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると判断される場合に、PFI法第7条の規定に基づき、本事業を特定事業に選定する。

b) 選定結果の公表

発注者は、本事業を特定事業に選定した場合は、評価の内容とあわせて、発注者のホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載等により速やかに公表する。また、特定事業に選定しなかった場合にあっては同様とする。

2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2.1 募集及び選定方法

本事業の優先交渉権者の募集及び選定は、競争性のある随意契約（公募型プロポーザル方式。以下「本プロポーザル」という。）により行う。

なお、本プロポーザルにおける優先交渉権者は、「2.5 優先交渉権者選定後の手続」にて規定する、基本協定を発注者と締結する。加えて、構成企業は株主間協定を発注者と締結し、発注者と共同で特別目的会社を設立することで、特別目的会社の経営に関与することを想定している。

2.2 募集及び選定スケジュール（予定）

実施方針の公表後のスケジュール（予定）は概ね以下のとおりである。

時 期	内 容
令和8年10月	実施方針の公表
令和8年11月	実施方針に関する意見・質問
令和9年1月～2月	特定事業の選定・公表
令和9年3月～7月	募集要項等の公表 募集要項等に関する意見・質問 資格審査書類の受付 資格審査結果の通知
令和9年8月以降	対話等 提案書類の提出 優先交渉権者の選定 基本協定及び株主間協定の締結 特別目的会社の設立 事業契約の締結
令和10年10月	事業開始

2.3 応募者の参加資格要件等

2.3.1 応募者の構成

- 応募者の形態は、単独企業（以下「単独応募企業」という。）又は複数の企業（以下「グループ応募企業」）により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
- 応募グループの場合、特別目的会社への出資を行う者のみで構成されること。
- 応募グループの場合、グループ応募企業の中から当該グループを代表する企業（以下「代表企業」という。）1者を定めることとする。
- 応募グループの場合、代表企業は、事業の応募に係る手続のすべてを行う。代表企業以外のグループ応募企業が、代表企業の代わりに手続を行うことはできない。
- 応募グループの場合、グループ応募企業数は任意とするが、事業の実施に関して、各グループ応募企業が適切な役割を担う必要があることから、応募資格申請時において各グループ応募企業が携わる業務について明らかにするものとする。
- 事業に係る応募資格確認のための申請書類（以下「応募資格確認申請書」という。）において、提出後から特別目的会社との契約締結までの間、代表企業の変更、グループ応募企業の変更及び追加は認めない。ただし、グループ応募企業の変更については、事業提案書の提出期限までの間で発注者がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、これを認める。
- 参加資格審査書類の提出以降、単独応募企業又はグループ応募企業は、同時に他の単独応募企業又はグループ応募企業となることはできない。

2.3.2 共通の応募資格要件

応募者は、次の各号に挙げる条件をすべて満たすこと。

- a) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- b) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- c) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（令和8年4月1日施行）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- d) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- e) 本事業の事業者選定支援業務受託者及び当該受託者の関連会社（受託者の発行済み株式総数の20%以上の株式を有し、又はその出資の20%以上の出資をしているか、若しくは受託者の代表権を有する役員を兼ねている企業等）は、本事業の事業者選定に係る応募企業、応募グループの構成企業となることはできない。本事業にかかる発注者の事業者選定支援業務に関与した者は次のとおりである。

株式会社 NJS（東京都港区）

弁護士法人西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（東京都千代田区）

- f) 「2.4.1 選定委員会の設置」にて規定する、岸和田市下水道施設包括的管理等事業者選定委員会（仮）（以下「委員会」という。）の委員が所属する企業、その親会社又は子会社でないこと。

2.3.3 単独応募企業、グループ応募企業に求められる要件

単独応募企業又はグループ応募企業は、処理場等の維持管理業務を行う者、管路施設の維持管理業務を行う者、建設業務を行う者、計画・設計業務を行う者それぞれについて、要求水準書（案）に示す要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、それぞれの要件を満たす業務を兼務することができる。

実績要件については、単独応募企業又はグループ応募企業が自ら実施した実績だけでなく、当該企業が、議決権付最大出資している会社実績についても認めることとする。

また、その他業務履行上必要とする法令、制度等で定めた資格、許可条件を、単独応募企業及びグループ応募企業として満たすことができ、かつ、それらを満たす従事者を業務実施場所に配置することとする。

2.3.4 参加資格確認基準日

単独応募企業又はグループ応募企業は、上記2.3.1から2.3.3に示す参加資格要件を満たすことを証明するため、参加資格の確認を受けなければならない。参加資格の確認基準日は、資格審査書類の提出締切日とする。

2.3.5 参加資格を喪失した場合の取扱い

単独応募企業又は応募グループの代表企業が、契約日までの間に参加資格を欠くにいたった場合、当該単独応募企業並びに当該応募グループは失格とする。

また、代表企業以外のグループ応募企業が資格喪失した場合は、当該企業は失格とする。この場合当該企業が請け負い、又は受託する予定であった業務もしくは特別目的会社への社員出向の内容について、グループ応募企業の役割分担の変更又はグループ応募企業の追加による代替が本事業において有用であり、かつ応募資格要件を満足していると発注者が認めた場合については、そのグループ応募企業の役割分担の変更又はグループ応募企業の追加を認める場合がある。

2.4 審査及び選定手続

2.4.1 選定委員会の設置

優先交渉権者の選定は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置された委員会において行い、その報告を踏まえて発注者が優先交渉権者を決定する。

2.4.2 募集要項等の公表

発注者は、募集要項等を市のホームページへの掲載により公表する。

2.4.3 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

a) 質問の受付

発注者は、募集要項等に記載の内容についての応募者からの質問を受け付ける。

b) 回答の公表

発注者は、募集要項等に記載の内容に関する応募者からの質問及び質問に対する回答を、岸和田市のホームページへの掲載により公表する。

2.4.4 参加表明書（仮）及び応募資格確認申請書（仮）の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書（仮）及び応募資格確認申請書（仮）を提出し参加資格の審査を受けること。なお、当該申請受付期限までに参加表明書（仮）及び応募資格確認申請書（仮）を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は、本プロポーザルに参加することはできない。

2.4.5 対話等の実施

発注者は、提案書類の提出までに応募者と対話を行い、その結果を踏まえ、契約書類（案）要求水準書（案）等の変更を行う。

2.4.6 提案内容審査

参加資格があるとされた応募者は、様式集²に記載する方法に従い作成した提案書類を提出する。提案書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

提案内容に係る審査に当たっては、基本運営方針に沿った事業運営がより適切に実施されると見込まれ、かつ創意工夫が認められる提案であることを重視する。

審査の過程において、応募者が委員会に対して提案内容に係るプレゼンテーションを行う機会を設けることを予定している。

発注者は、委員会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。なお、具体的な優先交渉権者選定基準は、募集要項等公表時に示す。

2.4.7 審査結果の公表

発注者は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに岸和田市のホームページへの掲載により公表する。

2.4.8 募集の取消し

民間事業者の募集、審査及び優先交渉権者選定の一連の手続において、応募者がいない、又はいずれの応募者も効率的かつ効果的であると合理的に認められない等の理由により、発注者が事業を実施することが適当でないと判断した場合は、優先交渉権者を選定せず、募集を取り消すことがある。この場合、発注者は、その旨を岸和田市のホームページへの掲載により公表する。

² 様式集については、募集要項等公表時に示す。

2.4.9 提案書類の取扱い

a) 著作権

提案書の著作権は応募者に帰属する。ただし、事業の公表及びその他、発注者が必要と認めるときには、発注者は提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

なお、契約に至らなかった応募者の提案については、優先交渉権者選定結果の公表以外には使用しない。また、提出を受けた書類は返却しない。

b) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

2.5 優先交渉権者選定後の手続

2.5.1 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づいて、発注者と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に委託契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、発注者は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。

なお、発注者は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

2.5.2 株主間協定の締結

発注者と構成企業は、募集要項等及び提案書に基づき、事業の実施に必要な事項について協議を行い、株主間協定を締結する。

2.5.3 特別目的会社の設立

発注者と構成企業は、事業主体となる特別目的会社として、令和 10 年 3 月までに、会社法に規定する株式会社を岸和田市内に設立する。

なお、事業の実施期間中は特別目的会社の本店所在地を岸和田市外に移転させないものとする。

2.5.4 優先交渉権者による運営準備行為

優先交渉権者は、契約の締結準備と並行して、運営開始に向けた準備行為として、現地調査を実施することができるほか、発注者と、事業の運営を円滑に開始するための協議を行う。

2.5.5 契約の締結

発注者と特別目的会社は、基本協定書の内容に従い、速やかに契約を締結する。なお、発注者は、対話等に基づいて変更された契約書（案）の修正には、原則として応じない。

2.5.6 事業の開始

特別目的会社は、基本協定書に定める事業開始日に事業を開始する。

3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3.1 リスク分担の基本的な考え方

本事業に係るリスクは、その自主性と創意工夫が発揮されるように、契約等に特段の定めのない限り、本事業に応募した民間事業者が負うものとする。予想される主たるリスク及び発注者と民間事業者の責任分担は、「別紙2 リスク分担表」を参考とする。リスク分担の詳細は契約書に定める。

3.2 事業の実施状況のモニタリング

特別目的会社が契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準等（構成企業が応募時に提案した事項を含む）を達成しているか否かを確認するとともに、特別目的会社の財務状況を把握するために、特別目的会社によるセルフモニタリングに加え、発注者によるモニタリングを行う。また、発注者は必要に応じて第三者によるモニタリングを実施することがある。要求水準等（構成企業が応募時に提案した事項を含む）が達成されていないことが判明した場合、発注者は、特別目的会社に対して改善措置等を求めるものとする。その際、特別目的会社のみでは改善が見込まれず、要求水準等（構成企業が応募時に提案した事項を含む）の達成が困難と発注者が判断する場合には、発注者は特別目的会社に代わり、本事業を実施することもある。その場合にかかる費用は、特別目的会社に求めることができるものとする。なお、モニタリングの具体的な方法等については、要求水準書（案）に示す。

3.3 保険

特別目的会社は、本事業期間中、本事業の実施に必要な保険に加入しなければならない。

3.4 特別目的会社の権利義務等に関する制限及び手続

3.4.1 契約上の地位等の処分

特別目的会社は、発注者の書面による事前の承諾を得ることなく、契約上の地位及び本事業について発注者との間で締結した一切の契約上の地位、並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。

3.4.2 特別目的会社による新株発行

特別目的会社は、新株発行する場合には、発注者の事前の承諾を受けること。

4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4.1 下水道事業包括委託対象施設の概要

4.1.1 業務対象施設の概要

下水道事業に係る対象施設の概要を「別紙3 下水道事業に係る対象施設の概要」に示す。

なお、対象施設の詳細は、要求水準書（案）を参照のこと。

5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

5.1 係争事由に係る基本的な考え方

契約の解釈について疑義が生じた場合には、発注者と特別目的会社は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、契約書に定める具体的な措置に従うものとする。

5.2 管轄裁判所の指定

契約に関連して発生したすべての紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

6.1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに、発注者又は特別目的会社の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

6.2 事業の継続が困難となった場合の措置

修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約に定めるところに従い、本事業を終了するものとする。なお、詳細については、募集要項等の公表時に示す。

6.2.1 特別目的会社の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- a) 特別目的会社の提供するサービスが要求水準書（案）に示す要求水準（構成企業が応募時に提案した事項を含む）を達成していないことが判明した場合、その他事業契約で定める特別目的会社の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、発注者は特別目的会社に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善計画の提出及び実施を求めることができるものとする。また、特別目的会社が当該期間内に改善することができなかった場合は、発注者は事業契約を解除することができるものとする。
- b) 特別目的会社の財務状況が著しく悪化した場合等、その結果により事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と認められる場合は、発注者は事業契約を解除することができるものとする。
- c) 上記 a) 及び b) の規定により発注者が事業契約を解除した場合は、事業契約に定めるところに従い、発注者は特別目的会社に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

6.2.2 発注者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- a) 発注者の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合は、特別目的会社は事業契約を解除できるものとする。
- b) 上記 a) の規定により特別目的会社が事業契約を解除した場合は、事業契約に定めるところに従い、特別目的会社は発注者に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

6.2.3 いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合

- a) 不可抗力その他発注者又は特別目的会社のいずれの責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合は、発注者と特別目的会社は、事業継続の可否について協議を行うものとする。
- b) 一定の期間内に上記 a) の協議が整わないときは、発注者又は特別目的会社は、事前に書面により相手方に通知することにより、事業契約を解除することができるものとする。
- c) 上記 b) の規定により発注者又は特別目的会社が事業契約を解除した場合の措置は、事業契約に定めるところに従うものとする。

6.3 金融機関等と発注者との協議

事業が適正に遂行されるよう、発注者は、特別目的会社に資金供給を行う融資団と協議を行い、直接協定を締結することがある。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7.1 法制上及び税制上の措置に関する事項

特別目的会社が事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

7.2 財政上及び金融上の支援に関する事項

特別目的会社が事業を実施するにあたり、国からの財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、発注者はこれらの支援を特別目的会社が受けることができるように努める。

7.3 その他の措置及び支援に関する事項

発注者は、特別目的会社が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。

8 その他事業の実施に関し必要な事項

8.1 実施に関して使用する言語及び通貨

事業の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

8.2 債務負担行為

必要な予算措置については、今後、債務負担行為を定めるよう手続を進めるものとする。なお、点検調査業務や管路施設改築業務、管路施設耐震化業務等の具体的な実施年度や対象施設は業務実施の前年度に発注者と特別目的会社の協議により毎年度協定を締結する。

8.3 提案書類提出に伴う費用負担

提案書類提出に係る費用については、全て応募者の負担とする。

8.4 実施方針に関する現地見学会

8.4.1 開催日時及び場所

事前に受付をした者のみ参加することができる。

a) 開催日時：令和●年●月●日（●）～令和●年●月●日（●）のいずれかの日

① 所用時間は1社（または1グループ）で1日程度を予定している。

② 参加者が多数の場合は、複数回に分けて開催する場合がある。

b) 対象施設（予定）

磯ノ上下水処理場、天の川浄苑、執務室予定場所、資材置き場

8.4.2 申込方法

現地見学会への参加を希望する場合は、受付期限までに「様式1 実施方針公表に係る現地見学会参加申込書」を「8.7.1 連絡先」の連絡先へ電子メールにて送信すること。

a) 受付期限：令和●年●月●日（●）午後5時まで

b) 留意事項

1) 参加者は事業に参加を検討する民間企業等とし、1社（または1グループ）につき4名（車両は1台）までとする。

2) 現地見学会に参加する者は、自ら実施方針を持参することとする。

3) 現地見学会中の写真撮影、映像撮影は許可するが、誘導する発注者職員の指示に従うこと。

4) 開催日時は、別途電子メールにて通知する。

8.5 開示資料の貸与

8.5.1 開示資料

発注者は、守秘義務の遵守等に関する誓約書の提出を条件とする開示資料を貸与する。追加の開示資料の要望がある場合、全ての者から要望を受け付け、開示可能な資料を募集要項等の公表時に示す。

8.5.2 開示資料貸与申込書及び誓約書の提出

開示資料の貸与を希望する者は、貸与を受けるため、開示資料貸与申込書と開示資料に関する誓約書を提出しなければならない。

a) 受付期間

令和 ● 年 ● 月 ● 日(●)から令和 ● 年 ● 月 ● 日(●)午後 5 時まで

b) 提出方法

「様式 2 開示資料貸与申込書」及び「様式 3 開示資料に関する誓約書」の記載事項を確認の上、「8.7.1 連絡先」の連絡先へ電子メールにて送信し、提出期限までに郵送等で送付すること。

c) 貸与方法

開示資料貸与申込書及び開示資料に関する誓約書を「8.7.1 連絡先」の連絡先が受領後、速やかに、郵送等で送付する。

d) 第二次被開示者への開示方法

開示資料の貸与を受けた企業が、開示資料に関する誓約書記載の第二次被開示者に対して開示資料の全部又は一部を開示したときは、「様式 4 第二次被開示者への資料開示通知書」を開示後速やかに提出すること。

8.5.3 貸与資料の破棄

開示資料の貸与を受けた企業及び当該企業から開示資料の開示を受けた第二次被開示者は、各々がその使用を終えた時点で、責任を持って同資料を破棄し、「様式 5 破棄義務の遵守に関する報告書」を守秘義務の遵守に関する誓約書の定めに従い、発注者に郵送等で送付すること。

8.6 実施方針に関する意見又は質問の受付

8.6.1 受付期間

令和 ● 年 ● 月 ● 日 (●) から令和 ● 年 ● 月 ● 日 (●) 午後 5 時まで

8.6.2 提出方法

実施方針に関して意見又は質問がある場合には、内容を簡潔にまとめ、「様式 6 実施方針に関する意見書・質問書」に記入の上、「8.7.1 連絡先」の連絡先まで電子メールにて提出すること。使用するソフトは「Microsoft Excel」とし、ファイル名は応募者名とすること。

なお、質問又は意見を公表された場合に応募者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがある内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

また、電子メールの提出件名は「意見書・質問書□□」（□□は応募者名）とすることとし、提出者の所属企業名、所在地、担当者名、電話番号及び E-Mail アドレスを記載すること。なお、提出者は、電子メール発信後、「8.7.1 連絡先」の連絡先まで電話により受信確認を行うこと。

8.6.3 意見書・質問書に対する回答方法

発注者は、応募者が提出時に明らかにした応募者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、意見及び質問のうち、発注者が必要と判断したもの及びその回答を、市のホームページにおいて公表する。

なお、公平を期すために、応募者個別に対する直接回答は行わない。

8.6.4 意見書・質問書に対する回答予定日

令和 ● 年 ● 月 ● 日 (●)

8.6.5 意見書・質問書に対するヒアリング

提出された意見書又は質問書のうち、発注者において確認が必要と判断したものについては、当該応募者に対して直接ヒアリングを行う場合がある。

8.7 連絡先及び情報提供

8.7.1 連絡先

岸和田市下水道河川部下水道河川総務課 所在地：〒941-0056 大阪府岸和田市岸城町 7-1 TEL：072-423-9591 FAX：072-423-3555 E-Mail：gsoumu@city.kishiwada.lg.jp

8.7.2 情報提供

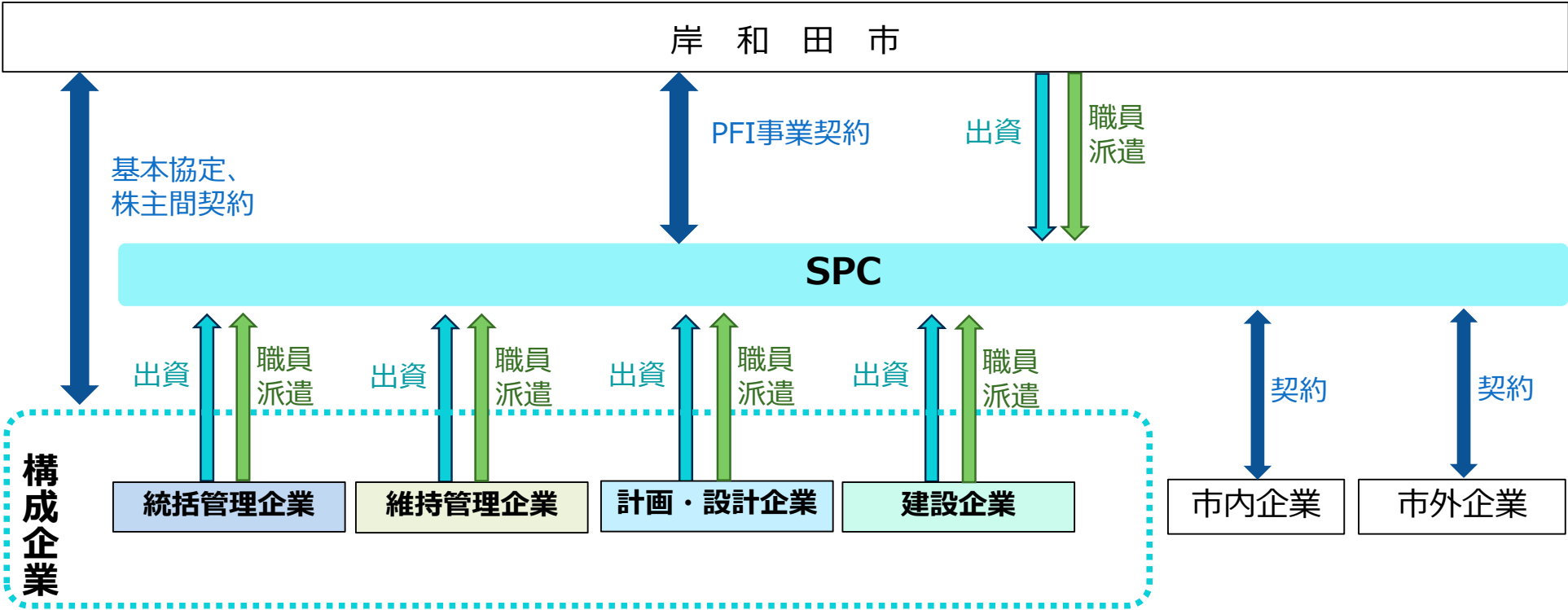
事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

岸和田市ホームページ

(<https://www.city.kishiwada.lg.jp/>)

別紙 1 特別目的会社の運営スキーム（参考）

表 2 特別目的会社の運営スキーム（参考）



別紙2 リスク分担表

下記のリスク分担について、リスクを負担する者に「○」を記入している。

表 3 リスク分担表

リスクの種類			内 容	負担者	
				発注者	民間※1
全 期 間 共 通	契約締結 前リスク	募集資料リスク	募集資料の誤り又は変更によるもの、応募手続きの誤り	○	
		応募コスト	応募に係る費用負担		○
		契約リスク	発注者の帰責事由により契約締結ができない、又は契約手 続きに時間がかかるもの	○	
			民間事業者の帰責事由により契約締結ができない、又は契 約手続きに時間がかかるもの		○
	社会リス ク	住民対応リスク	本事業の実施（行政サービスとして実施）に対する地域の 要望等によるもの、反対運動、訴訟	○	
			民間事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・ 要望によるもの		○
		環境（保全）リスク	発注者が計画した工事で、工事实施の結果として発生する 環境変化に関するもの	○	
			民間事業者が行う業務に起因する環境問題（有害物質の排 出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、 光、臭気等）に関するもの		○
			民間事業者の責による環境汚染が発見され処理コストの増 加が生じた場合		○
			民間事業者以外が行う業務に起因する環境問題（有害物質 の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚 濁、光、臭気等）に関するもの	○	
		第三者賠償リスク	発注者が実施する業務により第三者に与えた損害	○	
			民間事業者が実施する業務により第三者に与えた損害		○
	経済リス ク	物価変動リスク	委託期間のインフレ・デフレ	※2	※2
	制度変更 リスク	法令変更リスク	本事業に直接関わる法令の新設・変更によるもの	○	
			本事業のみではなく、広く一般的に適用される法令等の新 設・変更によるもの		○
		税制変更リスク	消費税の変更、法人の利益にかかる税以外の税制変更によ るもの、発注者のコスト増に係るもの	○	
			法人の利益にかかる税の変更によるもの（法人税）		○
	その他リ スク	許認可リスク	発注者が取得すべき許認可の取得の遅延によるもの	○	
			民間事業者が取得すべき許認可の取得の遅延によるもの		○
		国交付金リスク	国交付金が得られなかった場合、別途契約の工事は履行対 象外とし、公募時に示した受託額が得られなくなるリスク		○
			国交付金が得られなかった工事の実施リスク及び工事を実 施しなかったことに起因した施設・管路の不具合等リスク	○	
		中止・遅延リスク	発注者の指示、債務不履行によるもの、計画変更による遅 延	○	
			民間事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○
		不可抗力リスク	天災等、自然的又は人為的な現象のうち通常の見可能な 範囲外のもの	○	※3
		契約締結遅延リス ク	発注者の帰責事由による契約締結の遅延、未締結	○	
			民間事業者の帰責事由による契約締結の遅延、未締結（上 記以外）		○

リスクの種類		内 容	負担者	
			発注者	民間※1
技術革新 リスク 債務不履行	技術革新リスク	専ら民間事業者の業務遂行上で、新しい技術の採用によって追加費用が発生する場合（民間事業者が採用）		○
	民間事業者の債務不履行リスク	事業の中断・放棄等		○
		民間事業者のサービス水準の低下及び要求水準等の未達		○
	発注者の債務不履行リスク	発注者による債務不履行	○	
建設 段階	建設リスク	契約不適合責任に係る権利行使期間内に発見された、本施設に関する契約の内容への不適合に関するもの		○
		契約不適合責任に係る権利行使期間終了後に発見された、本施設に関する契約の内容への不適合に関するもの	○	
		未調査等による状況把握が困難な範囲における既存施設の契約不適合	○	
		上記以外の既存施設の契約不適合		○
運営・ 維持管理 段階	運営・維持管理リスク	費用増加リスク		○
		民間事業者の責による補修費の増大		○
	要求水準未達リスク	上記以外によるもの	○	
		運営・維持管理業務に関する要求水準の未達によるもの（設計・建設に係る契約不適合によるものを含む民間事業者の責めによるもの）		○
	施設損傷リスク	本施設の劣化・老朽化に対して民間事業者が適切な運営・維持管理業務を行わなかったことによる施設損傷		○
		民間事業者の実施する運営・維持管理業務の不備による本施設以外の施設損傷		○
		発注者及び第三者の帰責事由による本施設の損傷	○	
		要求水準書等に従って本事業を履行しても避けることができないもの、計画に基づいて適切に保守点検が実施されていても生じた不具合	○	
		民間事業者の責（帰責事由）に起因するもの		○
		発注者の責（帰責事由）に起因するもの	○	
	下水の水量変動リスク	（予測できない著しい）水量変動に伴う変動費の増減	○	
	下水の水質、汚泥含水率変動リスク	流入水による場合又はやむを得ない場合による経費の増加	○	
		上記以外の経費の増加		○
	施設に関する突発修繕費増大リスク	民間事業者の責による補修費の増大		○
		上記以外によるもの	○	
終了 時	終了手続き	事業終了時の延長リスク		○
		民間事業者の責による事象によるもの		○
		上記以外のもの	○	

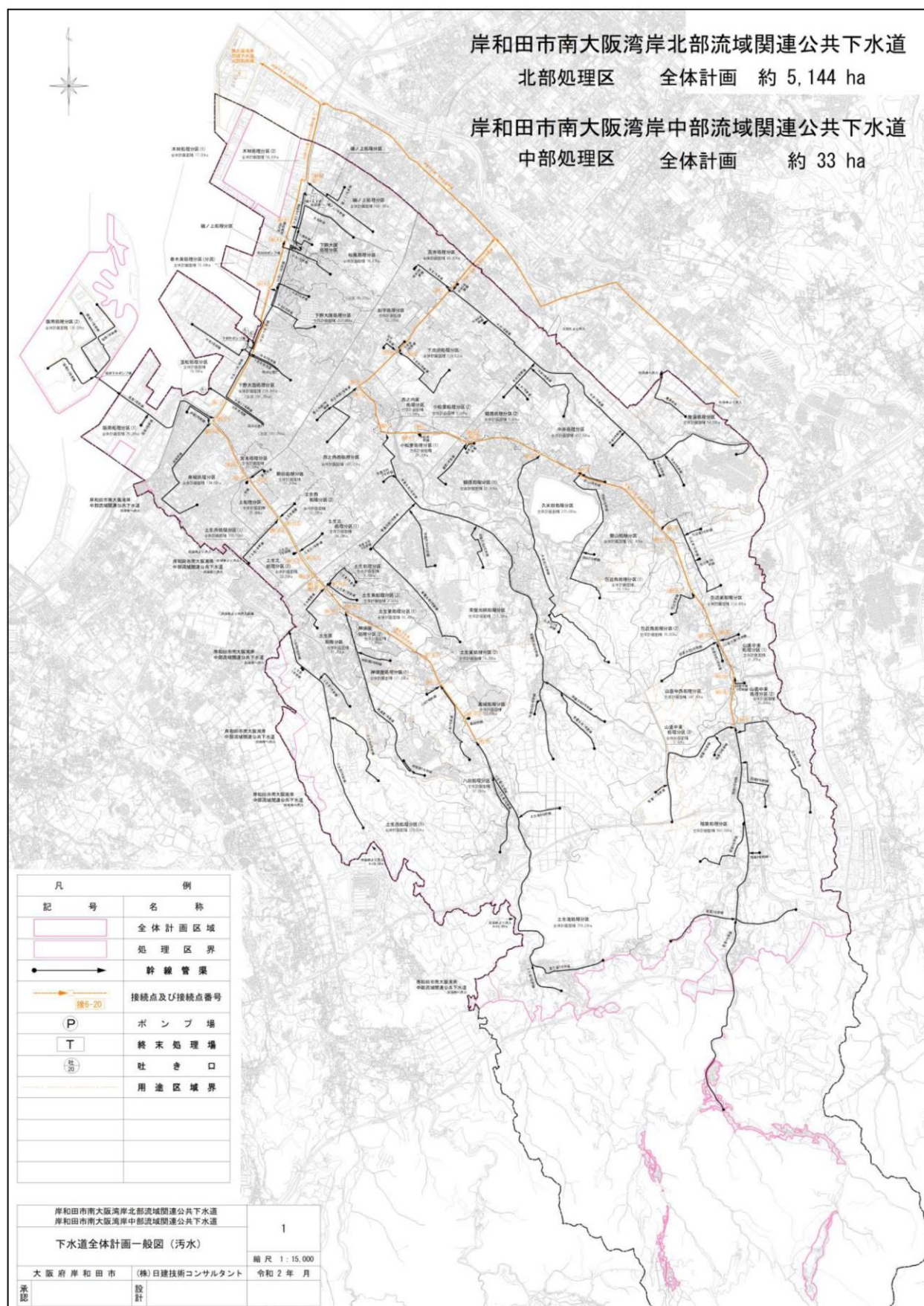
上記以外については双方協議して定める。

※1 本事業にける民間側のリスク負担者は、本事業の段階に応じた民間事業者となる。（1.1.3参照）

※2 物価変動については、一定の変動以上の場合に費用改定を行う。

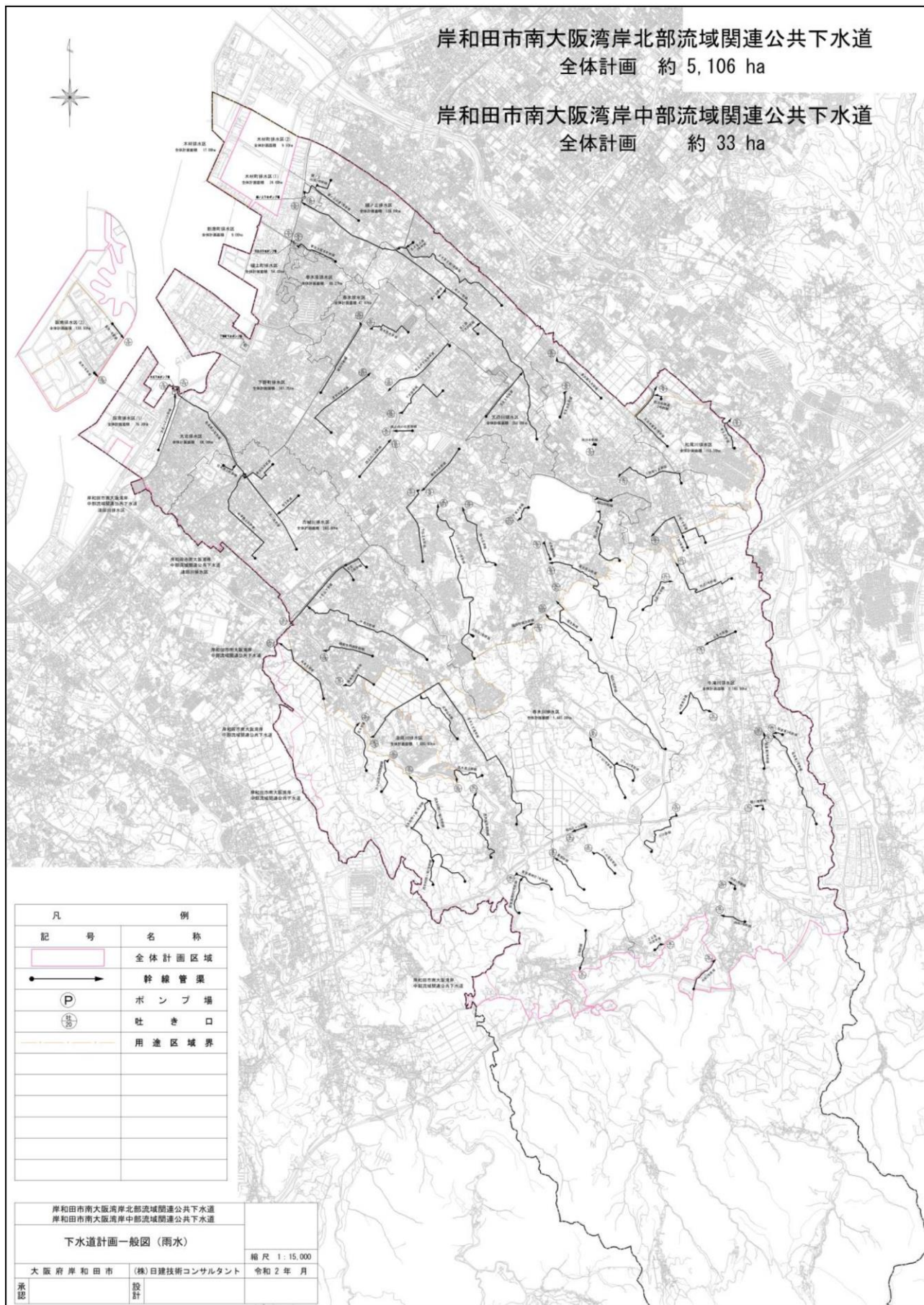
※3 不可抗力により生じる費用増加額の内、民側事業者が負担すべき額は契約書に規定する

別紙3 下水道事業に係る対象施設の概要



出典：岸和田市公共下水道全体計画

図 1 岸和田市下水道計画図（汚水）



出典：岸和田市公共下水道全体計画

図 2 岸和田市下水道計画図(雨水)